

第十六回国会
衆議院

大蔵委員会議録第二十七号

昭和二十八年七月二十二日(水曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 千葉 三郎君
委員 忠雄君 理事 吉米地英俊君
理事 内藤 友明君 理事 佐藤 次郎君
理事 井上 良二君 理事 島村 一郎君
有田 二郎君 宇都宮 徳馬君
大上 司君 大平 正芳君
黒金 泰美君 藤枝 泉介君
宮原 幸三郎君 三和 精一君
福田 繁芳君 木原 津與志君
久保田 鶴松君 春日 一幸君
平岡 忠次郎君 山村 新治郎君
福田 越夫君

出席政府委員

大蔵政務次官 愛知 揆一君
大蔵事務官 (日本専売公社監理官) 今泉 兼寛君
大蔵事務官 (主計局法規課長) 白石 正雄君
大蔵事務官 (主計局給与課長) 岸本 晋君
大蔵事務官 (主税局長) 渡辺 喜久造君
大蔵事務官 (理財局長) 石田 正君
大蔵事務官 (管財局長) 阪田 泰二君
大蔵事務官 (銀行局長) 河野 通一君

委員外の出席者

大蔵事務官 (管財局閉鎖機関課長) 岩動 道行君

大蔵事務官(国税庁直税部長) 村山 達雄君

通商産業事務官(輕工業局アルコール第二課長) 渡辺 五六君
専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

七月二十二日

委員飯塚定輔君辭任につき、その補欠として三和精一君が議長の指名で委員に選任された。

七月二十一日

揮発油稅輕減に關する請願(福田越夫君紹介)(第四八〇号)
同(武藤運十郎君紹介)(第四八〇九号)
同(武田信之助君紹介)(第四八一〇号)

同(田中龍夫君紹介)(第四八一一号)
石油關稅の減免措置延期に關する請願(福田越夫君紹介)(第四八二二号)
同(武藤運十郎君紹介)(第四八三三号)
同(武田信之助君紹介)(第四八四一四号)
同(田中龍夫君紹介)(第四八四一五号)

同(田中龍夫君紹介)(第四八四一五号)
夢根利しゅうに對する物品稅撤廢の請願(今井耕君紹介)(第四八四一七号)
農業協同組合に對する法人稅免除に關する請願(福田越夫君紹介)(第四八四一八号)

の審査を本委員会に付託された。
同日 所得稅法の一部を改正する法律案反

對の陳情書(岡山市桶屋町百十六番地岡山県中小企業者所得稅法改題反對期成会石井省三)(第一〇八四号)
給与所得に對する勤務控除引上げ等に關する陳情書(福岡県町村長會會長吉田繁)(第一〇八五号)
寒冷地手当に對する課稅の免除並びに特別控除に關する陳情書(美唄市議會議長菅原勇吾)(第一〇八六号)
遺族國庫債券換金のわく擴大に關する陳情書(福岡県町村長會會長吉田繁)(第一〇九四号)
濁酒密造防止對策に關する陳情書(会津若松市上大和町新城猪之吉)(第一一二四号)
を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

有価証券取引稅法案(内閣提出第二七号)
砂糖消費稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)
富裕稅法を廢止する法律案(内閣提出第三三三号)
法人稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第六二二号)

所得稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三三号)
相続稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四四号)
特別減稅國債法案(内閣提出第九八八号)

資產再評價法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇号)
關稅定率法等の一部を改正する等の

法律案(内閣提出第一一六号)
租稅特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)

塩業組合法案(内閣提出第二二二号)
信用金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三号)
食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三三三号)
國民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四四号)
閉鎖機關令の一部を改正する法律案(内閣提出第九四四号)

鐵道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に關する法律案(内閣提出第九五五号)
國家公務員等に對する退職手当の臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三三号)
産業投資特別會計法案(内閣提出第一一三三三号)
厚生保險特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二五五号)
信用保証協會法案(内閣提出第一二五五号)

日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五九三三号)
日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う國有財産の管理に關する法律の一部を改正する法律案(岡良一君外二十六名提出、衆法第二〇二二二号)

積雪寒冷地帯における炭類又は炭種の收穫に因る農業所得に對する所得稅の臨時特例に關する法律案

(竹谷源太郎君外二十四名提出、衆法第二二二二二号)

國有財産法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五五五号)(予)
証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九四四号)(予)
証券投資信託法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八八八号)(予)

○内閣委員長代理 これより會議を開きます。

本日の日程に掲げました有価証券取引稅法案外二十五法案を一括議題として、質疑を続行いたします。
渡辺主税局長から、昨日の答弁につきまして發言を求められております。これを許します。渡辺主税局長。

○渡辺政府委員 昨日井上委員の御質問に對しまして、私の御答弁申し上げました中に間違ひがございましたので、訂正させていただきます。業投資特別會計から開銀に融資する利率が幾らかという御質問に對しまして、七分五厘ないし一割だとお答え申し上げましたが、これは間違ひでございます。開銀が事業会社に貸し付ける金利が七分五厘ないし一割、業投資特別會計から開銀の方へ融資する場合の利率は、六分五厘ということをご定めております。六分五厘であるということに、御訂正願いたいと思ひます。

○井上委員 産業投資特別會計に關する質疑を続行したいと考えますけれども、

も、まだ政府側がそろいませんんで、なだいま通産省のアルコール課長が見えておるそうですから、先般の食糧管理特別会計法案の審議に関連いたしました、食糧庁が持つております碎米またして、黄変米等の払下げに関連して、このお話を払下げ米によつて、政府直轄のアルコール工場にこれを納入するのに、同一政府機関の中において、民間業者がこれに介在をして、食糧庁の方では、払下げ代金が納入されない限りは品物は出さぬ、一方通産省の方では、現物が納入されない限りは代金の支払いがでできない、こういうしやくし定規にこだわつて、その間に中間の業者が介在をして、トン当り六千円からのマージンを、つまり手数料をとつておるといふことが明らかになつて参りました。そこで一体通産省のアルコール原料たる黄変米その他政府の払下げを受けておるものについて、何ゆゑに政府倉庫まで引取りに行けぬのかどういふわけで、民間業者を使わなければならぬのか、この問題であります。トン当り何ゆゑに一体六千円もの金を中間業者に払わなければならぬのか、このことについて、ひとつ御説明を願いたい。

○渡辺説明員 昨年食糧特別会計から黄麥米を売却した際、直接購入せずに中間業者を通した理由でございますが、そのおもな理由としては、売却する食糧事務所は四箇所でありまして、さらに売却場所は三十数箇所にまたがっておつたわけであります。これに對して一々アルコール特別会計から検収官吏を派遣して検収し、さらにそれを工場まで運搬するということになりますと、人員の点から非常に困難でありますし、さらに食糧事務所で払下げをす

の場合には、荷姿のままて売却する
 ことになっておりますので、荷姿と実貨
 との欠減の問題、また輸送途中の欠減
 の問題という、欠減による将来の紛糾
 ということも考えられる。主としてそ
 ういう理由から、中間業者を通した方
 がより得策的ではないかという判断の
 もとに、日本糧穀を通じて契約したわ
 けであります。さらに日本糧穀との契
 約代金単価でございますが、食管から
 日本糧穀が受渡しを受ける原料代とし
 て二万八千六百三十四円、これに包装
 として麻袋が千九百七十一円、そのほ
 かに中間経費として四千九百九十九
 円、そういうものを込めたわけでござ
 います。その中間経費をさらに細分し
 ますと、検収料、庫出料、保管料、集荷
 料、貨物積込料、発着駅取扱料、鉄道運
 賃、貨物取りおろし料、配達料、手引
 料、立会い看貨料、運送保険料、々々
 減、金利、手数料、こういうものを含
 んでおりました、その大部分が小運賃
 料金でありまして、これは国鉄で公定
 しておる料金表によつて決定されたも
 ので、純然たる日本糧穀の手数料とし
 ては、一トン当り六百九十八円、約二
 兆弱の手数料を認めたのでありまし
 て、特に不当に中間業者を益したとい
 うようなことは考えておりません。

○井上委員 事情を承つてみますと、
 一応中間業者を使つた方が、原料を受
 取る上において都合がよい、こういう
 御説明のようでございますが、問題
 は、政府が持つておりますものを政府
 の機関が引取ることが、どういふわけ
 でぐあいが悪いかというところに問題
 があるわけです。あなたの方で運送業
 者なら運送業者を頼んで受取れぬこと
 はないわけでありませう。それに、そう

いうトンネル会社に一手に請負わすいうところに問題があるわけであり、す。あなたの方に出入りしておる輸業者があるわけです。なぜそれを利用しなかつたか。それを利用するのが常に困難であるという理由は、どうわれ／＼には理解できない点でござます。それからまた、同じ政府の機でありますから、食糧庁が荷姿のまま払下げをするということには、非常無理がある。現実には欠量その他が生れておることが明らかにされなければなりませんのに、明らかにせずに、倉庫に入つた荷姿のままで払下げを受けようといふところにも無理がある。庫出によつて、初めてそこに払下げの quantity を明確にきめるということが大切であるにかかわらず、それがされていらない。そういうところにこの問題がいさゝか疑念を生じ、疑いははさまれる原因になつて来るわけであります。そこであなの方で、かりに何十箇所に分散されて保管をされておりましたものと、あなたの方の直接指揮によつてそれを受取り、そして欠量については、少くとも庫出しの現在額によるといふことを明確にすれば、不正は起つて来ないわけでありませう。どういふわけでもないことはできません。

○渡辺説明員 私の方としまして、原料の運搬に対して常時契約を結んでおるといふ会社は特にごさいませぬのである、結局中間業者を入れるとすれば、やはり検収から運送、ずっと一貫した作業を受持つてさせた方が、手数料等も安いという判断のもとに、中間業者を通じたわけであります。

さらに直接アルコール特別会計の指揮のもとに検収その他ができないかと

いう点でございますが、黄麥米の売場所と工場とはかなり離れておりまして、また売却場所は、先ほど申し上げたように、三十数箇所にはばらばらになつておりますので、それに一々アルコール特別会計から検取官吏を派遣するとうものも、旅費その他の点で膨大な経費がかさみまして、人員からいっても常に困難である。それから直接運送社を通じてやつた場合でも、運送途の欠減がありまして、その欠減の實所在がはつきりしない。さらに將來計検査院あたりの批難のまとなるいうような点を考慮しまして、中間中間業者を入れた方が、その責任の担がはつきりする、という考慮のもとにおいて、中間業者と契約をしたわけでございます。

○井上委員 どうもはつきりいたしません。この日本糧穀というものは運送会社ではございません。これはまつたく一つの中継業者でありまして、中継ぎをすることによつて営利を収めておる営利会社であります。その営利会社が、政府が持つておるものを政府機関に払下げをいたします場合に、これが介在するところ、に、いろいろな疑惑と、つまらない想像をたなく、ましてやされる原因をつくつておる。これを私は聞いておるわけであります。だからあなたの方で通運なら通運に頼んで、庫出しなら庫出しをはつきりして、量目を押さへ、今度あなたの方のアルコール工場の倉庫に入る場合に、一体幾ら入荷されたかという量目をはつきり押さへることが出来る。この際の欠量は、日本通運が責任を持つておる。これは食糧庁が買入れておる食糧輸送の場合でも、そういうことになつ

ておる。だからこういう中間業者を
わなければ米が引取れないという理
は成り立たないのであります。これ
他のものならばともかく、政府から
い下げものであり、またこれがな
醸造の上に影響のある問題であり
す。だからあなた方は、何よりも
原料入手については、必要以上の
をしなければならぬ立場に置かれて
る。その原料、入手についての対
いうものは、あなた方が積極的に
ばやり得る条件にあるのです。こ
うことをやることによつて、かえ
検査院から文句を言われるとお考
すか。そういう中間業者を使わな
ば会計検査院が文句を言いますか。
は逆であらうと思う。あなたの方
料を引取つたり、または今度でき
品を売りましたりします場合は、
ぞれあなた方直接で必要な方法
てやられておるのです。だから食
の払い下げます黄麥米は、今後
ことでしようから、この際という
を生じ、いろいろ疑いの眼をもつ
られるような営利会社を介在さす
はやめたかどうか。これを介在さ
ければそういう引取りはできない
う理由が明確にされない。どう
か、これは介在させなければ引取
けには行かぬのですか。それとも
なら運運に頼んでやれぬ仕事で
やれ得るのですか。

○渡辺説明員 昨年の黄麥米を購
た当時は、非常にその点が問題で
つたし、そのときの判断では、日
穀を通じてやるのが最も適当であ
と判断したわけであります。今の御
摘のような点も、今後もし食糧から

接で購入する際には、十分考慮されて
いいと思っております。

○井上委員 それではつきりわかりま
した。

○大平委員 主税局長と国税庁御当局
がお見えになつておるようですから、
徴税の問題に關連しまして、徴税のや
り方について二、三伺つてみたいと思
います。

最近の徴税状況を見ておりますと、
徴税当局の方でもよほど民主的に御苦
心はされております。特に今の長官
は、御就任以来、非常に熱心に民主的
な徴税の方針を相当最末端まで徹底さ
れておるようであります。その御苦勞
に對しましては、十分敬意を表しま
す。ただ、何と申しまして最終後非
常にアブノーマルな社会情勢にありま
したのと、徴税側の要員の訓練が十分
でなかつたし、年齢も低かつたし、彼
らが立ち向う徴税の現況に對しては、
十分にこれをこなすだけの行政能力が
乏しかつたといふこともわかるので
が、何といたしましては官民の間の離
間というか、冷却というか、徴税の問
題をめぐつてそういう声がちまたにあ
ふれてゐることは事実だろつと思いま
す。私の伺いたいのは、終戦後異常な
事態に処して、納税道義も弛緩してい
る、経済の流通もほとんどとしてい
るときに、調査査察部というものを
つくりまして、徴税の徹底をやられたこ
とは、その段階においては非常に必要
であつたことだろつと思ひます。また
相当の実績もあげられた。ところが最
近の情勢では、一体調査査察部という
組織を今なお持つておる必要があるの
かどうかといふことがまず疑問になる
わけでありまして、と申しますのは、国

税庁なり、特に国税局ですが、すいぶ
ん多数の調査要員をかかえて、そして
この人たちが機動的に管轄を駆けめく
つて調査をされておりました。能率も
上りましようが、末端の税務署におき
ましては、いわばいいところをつまみ
食ひはれて、――税務署長といつたし
まして、その管内の状況をよく見まし
て、将来の税源の保持、それから官民
の間の調和という点を十分頭に置いて
やつて行かなければならぬ立場にお
るわけですが、調査査察部の方から直接
その管内を調査されて、そして困難な
徴税の仕事だけは税務署に与えるとい
うような状況になつております。こと
は、遺憾なことではございます。今日の
情勢から申しますと、なるべく早く昔
のような態勢に返つて、税務署長に責
任を持たせて、また権力も持たせて、
一定限度の重い仕事につきましては、
国税局、国税庁におはかりするように
して処理するといふぐあいに早く返つ
ていただきたいと思つてございませ
うが、大蔵省としてはどういふお考えを
持つておられますか。

○渡辺政府委員 今の大平委員のお話
は、われ／＼としまして十分検討し
てみたいと思つておりますし、事実検
討中の問題であります。調査査察部の
あり方につきまして、現在個人につい
ての所得の特に大きな人、法人につい
ては資本金の大きなものを調査査察部
の調査課の所管にしておりますが、現
在の区切り方が割合にまだ低過ぎやせ
ぬかといふ意味は、同じ会社でありま
しても、たとえば八幡製鉄とか、どの
会社をあげればいいか知りませんが、
東京に本社があるが、工場は全国に
散らばつてゐる。こういうものがたま

たま本社が日本橋税務署の管内にある
がゆゑに、日本橋税務署の所管にし
て、そこに全部の責任を持たせるとい
うことは、なか／＼調査の面から言
ひまして、なにか悪い面があるのではな
いかと思ひます。これはやはり国税局
の調査課の所管のような形にしまし
て、そして各工場にもある程度調査官
が出かけて行つて相当の調査をする、
こういう姿の方が望ましいのじやない
かと思つておりますが、しかし現在調
査課の所管にしております分につきま
しては、それほど大きくない、対象が
散らばつていない分まで調査課の所管
になつておるといつたようなこともあ
りまして、今初めに申しましたような
大きな会社になりますと、部分におき
まして、部外の方にお話ししまして
も、それはやむを得ないだろつとい
ますが、それはその方がいいと御納得
いただけるのですが、現在の調査課の
現実の所管の中はわれ／＼が見まし
ても、どうであらうか、あるいは個人
の分につきましては、そういうことが
言えるわけでありまして、管内の会社
などにおきまして、個人の場合にお
きましては、全部税務署の所管にした
方がいゝのじやないか、あるいは法人
の場合におきまして、たとえば資本金
一億円以上とか、そうした大きな会
社だけを調査課の所管にして、あとは
税務署所管にする。従つて現在相当優
秀なスタッフが調査課にいますので、
これをむしろ税務署の方へおろした方
がいいのじやないかといふような議論
があつたわけでありまして、今大平委員のお
話になりましたような点につきまして
は、さらに十分考究した上で結論を出

したい、かように考えております。
○大平委員 普通よく起るケースです
が、こういう問題が起つておるとい
う場合には、国税庁で調べられましたこ
と、あるいは国税局で調べられましたこ
とを混同いたしまして、国税局とか
国税庁といふような区別が民間にもよ
くわかつた人があるのですけれども、
実際はよく頭に入つていないのです。
こまかい会社、個人にまで今度国税
が調べておきますと言つて、国税庁
といふのはそんなことをしないだろ
うとよく聞いて調べてみると、国税局だ
つた。税金といふのは元來税務署が専
門です。国税局とか国税庁といふよう
なところは、監督をやつておられるの
がほとんどだと思ひます。今局長が言
われまじつたように、仕事の範囲が全
國的になつておるといふような場合に、
一税務署がこれを押えて調べられるも
のではない、これはよくわかりませ
うが、しかし一つのものの調査というの
は、国税局の調査部なら調査部の担当
の一課が調べるといふよりも、むしろ税
務署に一本調べるべきです。そして足
りないところを国税局の方でやる。内部
でも内部の牽制制度があつた方が物事
が公正である。一つのところで絶大な
権力を持つと、實際あなたがたが
東京国税局を見まして、あれだけの
調査課の要員を四、五人の課長がめん
どうを見ているが、課長として責任
を持つて仕事ができるのかどうか、あ
れほどの大法人をたくさんかかえて、
しかも百人、百五十人の部下をかか
て、一体仕事に十分徹底してできるの
か、また部下に對する監督が行き届
くのかどうか、そういう点非常な
心配になります、でき得ることな

らば、なるべく早く税務署の方に仕事を
返してやる、権限を返してやるとい
うようなことを早急に取運んでいただ
きたい。官民の間にいゝ疎隔があり
ますが、そういう点もできるだけ早
く一掃されるように、この点は特に真
剣に、かつ早急に大蔵省におきまし
ても考究されまして、ぜひ御実現を
いたすように希望いたします、私の質
問を終ります。
〔内閣委員長代理退席、委員長着席〕
○有田(二)委員 關連して、主税局長
と村山部長と両方にお聞きしたいので
すが、今大平委員からお話がありまし
た問題であります、私の個人的な考
え方としては、今法人が五百万円とい
うことになつておるのを、大体一千万
円程度までは税務署に返すべきもの
だ、もうそういう段階が来ておるのじ
やないか、但し税務署管内に、資本金
三十万、五十万であつても、実は何千
万円、あるいは何億といふような内容
を持つ会社なり、あるいは個人の会社
があるわけですから、こゝういつた
ものは、調査課の所管に現状でもま
わしつてあります、さらに徹底してま
わす。それから個人は全部税務署にま
かすべきだ。但し全国的にまたがつか
個人の人は、一部調査課に残してお
くことはいたし方ないと思ひますが、大
体の個人は、調査課の域を脱して各税
務署にまかしていいんじやないかと思
う。全国的にまたがつかつておるよう
な、いわゆる個人の大きなものにつ
いては、私は調査課にまわされること
は異存はないのであります、とにかく
すみやかにこの方法を決定されるべ
きである。すなわち五百万円の法人を
一千万円にすること、但し管内にお

本金は小さくとも内容の大きなものは、全部調査課の所管にまわす。個人は全部各税務署に返すという方向に持つて行くことが非常にいいんじゃないか。さらにもう一つは、直税課と査察課の問題なのですが、これは大阪の二つの例をあげますと、直税課の法人税課が非常な努力をして税の把握をする。その場合に、直税課の法人税課、さらに所得課の意向を聞かないで、査察官が出て来て、金額だけを見て査察をやるといふ事態が大阪にあるのであります。従つて、調査査察課の部長が一人であるから、割合に調査課と査察課の連絡は、最近以前と違つて非常によくなつて来ている、こういうことを痛感しておるのですが、直税課と調査査察課の、特に査察課との間の連絡が今日なおうまく行つていない。従つて第一線で働く直税課の法人税課なり、あるいは所得課の課員がくらさざるを得ない。一生懸命にやつて相当の税把握をして来て、相当の金額を出して来た。ところが五百万円以上のもは査察課に書類を出す。そうすると査察課は、これは必ず直税課の意向を聞いて、査察課の対象とすべきであるかないかというのを決定すべきであると思う。それを何ら直税課の方々の意向を徴さないで、かつてにやる。ところが、調査査察課の場合は、査察課と調査課は部長が一人であるために、うまく行つておることを私は現実見て痛感しておるのであります。こういうような査察の問題については、少くとも直税部長、調査査察部長、またそれらの課長が集まつて、査察の対象にすべきものであるかどうかということを決して、さらに本庁の調査査

察課の意向を聞くというのならいいのであります。現実の問題としては、調査査察課でかつてにやつて、直税課の人はあずかり知らぬというふうな事態が大阪にあつたのであります。この点につきましても、私は十分検討していただきたい。

第三点としては、外国人の課税の問題であります。すでに日本国が独立をしまして、一年有余をけみしてゐるのでも、調査第五課に外国人係ができて、ばち／＼動きかけてはおりますが、われ／＼が第三者として見ました場合に、はなはだ不活発である。従いまして、独立国家になりまして当初は別として、一年有余たちました現段階においては、外国人の課税が日本人の課税と同等に行われなければならないと考えておるのであります。

以上三点について、まず村山部長から御答弁を承つて、足りないところを主税局長から答弁を承りたい。

○村上説明員 お答えいたします。第一点の調査課と税務署の所管区分の問題でございますが、部内におきましても、ただいま有田委員がおつしやつたと同じような説を唱えておるのであります。目下国税庁もその限度の引上げの問題特に個人について全部税務署に持たすべきではないかという方向には、まことに有田委員の言う方向に参つております。

それから直税課と査察の関係であり、ますが、われ／＼は、現在税務署の方に、あるいは直税の方に連絡員がございまして、これは査察対象にすべきであるというものについては、全部引継いでおります。ただ直税課が課税を決定いたしましたそのあとで、今度逆に査察がやるかやめぬかという問題については、おつしやるように、連絡のないような実情であります。ただ査察自体をどういうふうに発動するかということについては、この二、三年はかなり慎重でございまして、いろ／＼内債を進めまして、これはやれば必ず査察に値するものでなければ査察を行わないことになつております。内債をしまして、心証を得た場合に限つて初めて行ふ。それからおつしやるような逆の場合の直税課との連絡についても、十分考慮いたしたいと考えております。

それから外国人課税の問題でございますが、一ころよりは、終戦直後よりはるかに研究の上善処したい、かように考えております。

○千葉委員 苦米地君。閉鎖機関の引当て財産の管理に、大蔵大臣または大蔵大臣が選任したものをもちつて充てる」というように規定してありますが、これは第二会社から管理人に選任することが、実質上適当であるかと思ひますが、いかがでございますか。

○岩動説明員 引当て財産の管理については、これは善良なる管理者の注意をもつてやるということになつておりますので、その限度においては、どういふ方が選任されても法規上はさしつかえないわけでございます。そこに、現実引当て財産の運用について特に利害関係があるような場合には、十分な考慮を払つて、場合によつては引当て財産の出で来た旧閉鎖機関の関係を方を選任するということも、十分考慮されてゐると思ひます。

○苦米地委員 本法案の十九条の十四によれば、「閉鎖機関の権利義務は、新会社に移転し」となつておりまして、閉鎖機関の所有に属する引当て財産は、当然新会社に移転するものと解されますが、この点はいかがでしよう。

○岩動説明員 引当て財産は、新会社には引継がれない建前になつております。

○苦米地委員 閉鎖機関に指定された旧機関は、その株主をもつて構成する第二会社と、株主の関与することのできない引当て財産との二つにわかれることになるのでありますが、これら株主の関与することのできない引当て財産というものがあつたので、株主と引当て財産との法律上の関係はどういうことになるのでありましようか。

○岩動説明員 引当て財産は、一応在外債務と在外資産との差額について、これを留保する建前のものであります。従つて、将来在外債務と在外資産との処理が完了いたしました場合に、もしそこに引当て財産上残るものが出て参りますれば、これは当然閉鎖機関に引渡さるべき財産でございまして、この場合には旧株主がまたそれについての発言権を持つということになります。

○苦米地委員 閉鎖機関に指定された旧機関は、その株主をもつて構成する第二会社と、株主の関与することのできない引当て財産との二つにわかれることになるのでありますが、これら株主の関与することのできない引当て財産というものがあつたので、株主と引当て財産との法律上の関係はどういうことになるのでありましようか。

○岩動説明員 引当て財産は、一応在外債務と在外資産との差額について、これを留保する建前のものであります。従つて、将来在外債務と在外資産との処理が完了いたしました場合に、もしそこに引当て財産上残るものが出て参りますれば、これは当然閉鎖機関に引渡さるべき財産でございまして、この場合には旧株主がまたそれについての発言権を持つということになります。

○岩動説明員 第二十四条の四の「別に法律でこれを定める」場合の定め方についての御質問だと思ひますが、留保財産は、将来平和条約の特別とりきめの規定によつて処理される問題もあるもので、今この処分を定める法律の内容を具体的に申し述べるとはつきりしておりません。このきめ方につきまして、もし、先ほど申しましたように、ある程度の財産が残るということになりますれば、これは当然従来の権利者である閉鎖機関に渡さるべきものであります。その辺のところは、公平な処分をするような内容の法律を定めに行きたいと考えております。

○苦米地委員 留保した財産は、信託することに政府は考えておるようでありますが、信託するつもりであるか、またどこに信託するかということについて伺つておきたいと思ひます。

○岩動説明員 引当て財産の管理の方法につきましては、管理人から方法の案をつくりまして、大蔵大臣の承認を受けることになつております。従つて、その場合に管理人がどのような管理方法を考へてゐるかということによつてきまつて来るわけでありまして、ただいまお話しになりました信託による方法も一つの考へ方ではあるものであります。必しもそういう方法に限つたものとしては考へておらないわけ

○苦米地委員 本法の第二十四条の四によりますと、法律をもつて定める処理方法というのがありますが、その中に株主と引当て財産との関係も含んでおるのかどうか、もし含んでおるとするならば、どういふことをこの法律に定めようとするものであるか、その点を伺ひたい。

○岩動説明員 第二十四条の四の「別に法律でこれを定める」場合の定め方についての御質問だと思ひますが、留保財産は、将来平和条約の特別とりきめの規定によつて処理される問題もあるもので、今この処分を定める法律の内容を具体的に申し述べるとはつきりしておりません。このきめ方につきまして、もし、先ほど申しましたように、ある程度の財産が残るということになりますれば、これは当然従来の権利者である閉鎖機関に渡さるべきものであります。その辺のところは、公平な処分をするような内容の法律を定めに行きたいと考えております。

でございます。

○苦米地委員 本法案によれば、政令で一定の金額を定めたときはとありますので、特定の場合には、法令で一定の金額を定めなくてもさしつかえないと解されますが、そう解釈して間違いありませんか。

○岩動説明員 この政令で定める一定金額と申しますのは、在外債務と在外資産との差額を留保しても、なお将来の支払い等にさしつかえる危険性のある場合にはこれを定める必要があると思ひます。これは個々の閉鎖機関の状況によつて異なりますが、今たまたまこれの一般的な規定を置くことも困難な事情でもありますので、その必要が生じた場合には、その政令を定めるということであります。

○苦米地委員 金融機関再建整備法第三十七條に、調整勘定の利益金が制限されておりますが、これを緩和する意思があるかないかということについて伺ひたい。

○岩動説明員 ただいま御指摘の閉鎖機関の持つております調整勘定の受益権は、現在地方銀行におきましては、相当の分配を行われつつありますので、清算の終了には大して支障はないのでございますが、都市銀行につきましても、まだ配分が決定しておりません。従つて清算の終了をいたす上において、今日まだその点で清算が進まないというものでございますので、私どもの方といたしましては、できるだけその都市銀行の第二封鎖の分配を早くするように、いろいろ大蔵当局内としても折衝し、その努力をいたしておりますが、今日のところ、いつ配分ができるかという見通しにつきましては、

ちよつと申し上げかねる段階であります。

○苦米地委員 次に、本法案の第十九條の五第四項で、株主總會の決議につき規定してありますが、それは実行不可能と考えられます。これが株主の決議を得るに可能なくあいに、何か考へて修正していただかないと困ると思ひます。これは委員会が修正しなければ通せんと思ひますが、いかがでございますか。

○岩動説明員 この法律をつくりました当時は、この二分の一以上の議決権をもつてやることも可能と考へておりました。その後特定の機関等についての株主の状況を調べてみますと、多少その実行に困難性があるかもしれないということもござりますが、何とかできればこの案を進んでみたい、かように考へております。

○苦米地委員 以上で質問を打ち切りまして、修正の動議を出したいと思ひますがよろしくござりますか。

○千葉委員 どうか……。

○苦米地委員 閉鎖機関令の一部を改正する法律案について修正案を出したいと思ひます。

閉鎖機関令の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。第十九條の五第四項を次のように改める。

前條第二項の株主總會の決議は、当該總會に出席した株主の議決権の三分の二以上で、且つ、発行済株式の總数の十分の一以上に當る株式を有する株主の議決権をもつてしなければならない。

第十九條の二十の次に次のように加える。

第二十條の前に次の二條を加へる。

第十九條の二十六 閉鎖機関又は閉鎖機関に対して債務を有する者で命令で定めるものは、金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九號）第三十七條の九の規定にかかわらず、命令の定めるところにより、同法第三十七條の二の規定により金融機関から調整勘定の利益金の分配を受ける権利（以下調整勘定受益権という）を譲渡することが出来る。

第十九條の二十七 閉鎖機関が、調整勘定受益権及び大蔵大臣の指定する債権並びに信託報酬に充てるべきその他の資産以外の資産を有しない場合において、命令の定めるところにより、その有する調整勘定受益権及び当該大蔵大臣の指定する債権のすべてを信託したときは、当該機関は、その債権者に対する債務及び残余財産を分配すべき義務を免れるものとする。

○千葉委員 以上であります。

○岩動説明員 ただいまの修正案は、午後におきまして、閉鎖機関令の一部を改正する法律案の採決をいたしますときに、同時に採決いたしますことにいたしますから、さよう御了承を願ひます。

○福田（繁）委員 私は、この際の中途半端な時間を借用しまして、過日來問題となつております塩業組合法に對しての最後の結論を出してみたいと思ふのです。きようは幸いに政務次官と今泉監理官がお越しでございますから、御両君から率直に御答弁を願ひまして、その御答弁いかんによりますれば、本日中にこれを決したい、こう思ふのです。

先般、數回にわたつて塩業組合法に對していろいろと同僚議員たちとともに質疑いたしました結果、大蔵省並びに専売公社は、この国内塩需給對策に對して非常に積極的で、七十萬トンの目標達成にあらゆる努力を払つておられるということを受けて、本員といひましたも非常に心強く突は存じておるのであります。そこで率直に結論から聞きたいのであります。かねての閣議決定であります七十萬トンの目標達成を、大体今後何年計画という目標でおられるかということ、もう一度確認いたしておきたいと思ふのであります。言いかえれば、昭和何年ごろまでに七十萬トンを達成いたすといふところの一つの計画があるかといふたようなことを指示してもらへば、非常にけっこうと思ひます。

○愛知政府委員 七十萬トン増産の計画は、これから今後五箇年計画といふことで考へておりますから、その計画通り参りますれば、昭和三十三年ごろに成果があることを目標として考へておるわけでござります。

○福田（繁）委員 その点で、私も非常に意を強くするのであります。が、御案内の通りに三、四年前の閣議決定のとき、その当時の全国の生産高が三十萬トンであつたが、そのとき五箇年計画といふものをつくつておやりになられて、今日依然として十萬トンしか増産ができていない。言いかえれば、四十萬、五十萬トンが今日の現状である。そうすると、残る二十五萬トンをこれから五箇年間に増産される計画を立てられるという御意思は、私たち非常に敬意を表します。さすれば、そこで伺ひたいのであります。五箇年なり七箇年なりに残る二十五萬トンの生産を確保するのに對する設備といひまするか、あるいは拡充計画といひまするか、七十萬トンを確保するのにどの程度これ以上の資金がいるというお目算があるか伺ひたい。

○愛知政府委員 概算いたしまして、百億円以上所要の金がかかると思ひます。

○福田（繁）委員 百億ほどの所要資金を御計画されて、五箇年間にそれを達成されるということになるのであります。すが、そこでひとつ伺ひたいのは、先般も本員が御質問いたしましたように、今日塩の取納価格があつた状態でありまして、国内の各製塩業者は、ある部門においては大きな赤字で経営難に陥つておる。卑近な一例をとつて言うならば、少くとも昨年より本年の方が、全国の国内製塩業者の借入金もすでに倍加しておるような経済状態であるから、復旧設備とか拡充計画に對し、自己資金というものは全然ないのであつて、業者がそういう状態になつておるときに、大蔵省はその百億をもつて、どういふような構想のもとに業者の設備が十分にできるようなことを考へておられるかという点を伺ひたいと思ひます。

○愛知政府委員 詳細は今泉監理官からお答えすることにいたしますが、私どもの考へ方は、ただいま福田さんの御指摘の通り、一番の問題は、いかにしてその必要な資金を調達するかということであり、またその調達方法について、特別の配慮を払わなければならぬと思ひます。御案内の農林

中央金庫からの融資などにつきまして、その額と方法を相当程度拡充しなければならぬというようにも、その対策の一つにならうかと思うのでありますが、それらの点につきまして、総合的な金融政策や、金融体系に支障のない限りにおいて、最大限の考慮を払って参りたいと考えております。

○今泉政府委員 ただいまも政務次官からお話がありました、五箇年計画で七十万トンを自給して参るためには、大抵百億以上の資金がいるわけですが、これに對しましては、現在農林漁業金融公庫の方からは、本年度の割当は大体十一億ないし十二億くらいにならうかと思ひます。かりに十二億と仮定いたしますと、五箇年では六十億程度にすぎないわけですが、この十一億ないし十二億という割当も、昨年からこの資金が塩業関係の改良資金に使われることになったのでございします。当初は全体の資金わくの五分という割当で出されたわけでもございします。その五分という率にも確たるものがあるわけでもございませんので、明年以降のこの資金の塩業の改良関係に對する増加分については、格段の努力を払いたい。従つて、わくの拡充等については、もつと増してもらいたいと思ひます。そのほか一般の金融関係は別といたしまして、自己資金の拡充という問題につきましては、ある程度こういう改良を本格的にやる時代におきまして、相当債務となつて残ることは過渡的にやむを得ない事情かと考えられますけれども、こういう低金利金融のほかに、自己資金の充実ということが非常に大事なこ

とだと考えております。従つて、先般来御指摘のありました塩の賠償価格を今後適正に考へて、この面からも自己資金の蓄積を増すという面について、十分今後検討して参りたいと考へる次第でございします。

○福田(繁)委員 ただいまの監理官の御答弁で、実は非常に満足に存するものであります。何分先ほどから申し上げるうといはして、もう業者のわくの限界一ぱいになつておりますので、どうしてでも一刻も早く収納代金の引上げをやつてもらつて、そうして一般市中金融機関より一層積極的な支持を求められるような態勢に置くことが、言いかえれば自己資金の拡充にも一歩進行するのじやなからうかと思ひます。から、どうぞ収納代金の引上げということも、一刻も早く実現でき得るようによつてもらいたいと思ひます。これと同時に、農林中金の十二億のわくをどうして二十億くらいに引上げるという勇猛心を出してもらつて、二十億くらいに引上げてもらいますれば、五箇年で大体百億くらいに達成するわけなんです。それよりも一層の御努力を払つてもらう。こういうことはできぬかと思ひます。どういたうと思ひます。ちようど本委員会に専売公社法の改正法案が出ておりますので、あの法案を一思ひに国内塩業の増産計画達成のために一部変更され、なるほど農林中金のわくの拡充もけつこうですが、三年、四年先のことも、即刻そういう施設ができ得るようによつて融資をはかる方法がないのかということも、私たちは考へておる

のです。また業者からも、そういう請願、陳情をしばしば、全委員に受けておるのです。これに對する何らかの対策はないものかどうか、御真意を参考に伺つておきたいと思ひます。

○今泉政府委員 五箇年計画のための膨大な所要資金をつくるために、いろいろの対策の一つとして、公社自体がこういうた塩業改良資金に融資できるような道を開いたならどうかというお話であらうと思ひます。それでは、公社自体がそういうた融資関係を取扱えば、全体の融資のわくが現在よりふえるだらうかということ、もう一つは、公社自体の事業としてそういうた融資を取扱うのが適當かどうか、こういう二つの面から検討しなかつたらぬと考へる次第でございします。第一の農林漁業金融公庫でやつてゐる仕組みを急ぐに公社に切りかえたにいたしました。これは國家財政全般の資金計画の問題もございします。必ずしも取扱い場所をかえたら急にふえるというわけには参らない。その面では、公社自体が融資を取扱うことによつて、その急激な変化はあり得ない。もう一つの、公社自体が融資関係を取扱うことが適當かどうかという観点から見ますれば、公社はやはり事業主体でございします。従つて、こういうた事業をやつてゐるものが、融資という金融関係の事業を取扱つたらどうかという問題については、非常に慎重に検討しなかつたらぬ問題であらうと思ひます。検討に値する問題でございしますけれども、現在農林漁業金融公庫というものが生れたばかりでございまして、ことしから取扱つて専門的にやつてゐる機

関もあることとございします。この問題については、今後農林漁業金融公庫等の業績その他を見た上で、どうしてもはかの機関ではできないというような場合に至つて、初めて公社自体が異例的な取扱いをするという必要性も起つて来るかと思ひますが、現在においては、公社自体がそういうた金融業務を取扱うことは適當でないと思ひます。それ以外の方法において、さき申し上げたような方法によりまして、資金の万全なる対策をいたしたいと考へる次第であります。

○福田(繁)委員 非常によくわかりました。それで、何分この塩業組合は、政府提案理由にもあるように、刻下の急務であるところの国内塩増産対策には一日も早くこの審議を完了したい、こういうた意味合いにおいて、本委員会でも、御承知のごとくに慎重審議で今日まで実は検討して参つたわけなんです。当局のこの国内塩増産対策に對して非常に御熱心であられるという点に對して、本委員会も大体本日をもつて質疑を打ちまして、一応の結論に到達することになつたわけなんです。願わくば、どうぞ先ほど来の御答弁にありましますように、急務中の急務であります増産設備計画、それの前提になるべきところの資金問題、これに對してありとあらゆるところの、広範囲から御検討をお願いしたいと思ひます。当委員会も、今会期は間に合いませんから、来会期までにはそういうた公社の融資の面、あるいはそれに關連して、あなたの方の御答弁の材料を中心にして、真剣に取組んで検討をしてみたい、こう思ひます。それから、御当局も本日の御言葉を肝に銘ぜられ

て御検討されんことを強く私は要望して、私自身としてのこの法案に對する質疑は打ち切りたいと思ひます。

○井上委員 ただいま福田さんの御質問に關連をいたしまして、この塩業組合の第一の質問は、資金ある組合員の出資の余地を広げまして、資金の獲得を容易にするために、組合員一人当りの出資口数の最高限を百分の三十五に引上げた、そうして、今度は議決権及び役員選挙権の数は、原則として一人一個ということにしたが、定款でこの出資口数を加味して定めることができるという抜け道を別項に認めておるわけなんです。こうなりますと、これは完全に資本の力の強い者がその組合を独占して、力の弱い組合員の利害というものが非常に脅かされる結果が現われて来る最も非民主的な組合の考へ方でありまして、そういうことについて、どう一体お考へになつておりますか。

○今泉政府委員 本法案の一番のねらいは、今御指摘になりました通り、一人当りの出資口数を現在より高めて、それに伴つて発言権も若干従来より高めて、で、時宜によつては六分の一を越えない範囲内で、定款等において定めることができる、こういうことに相なつておきますが、これは塩業の特殊性に基きまして、この前からも御説明申し上げておる通り、将来、今までの平がま式の原始的な製塩方法から、大規模な煎煮施設、真空あるいは加圧式といった大規模な煎煮設備に改める必要がある。それがためには非常な資金がいるわけでありまして、こういうた資金があるという点につきまして、相当大企業的な性格を帯びて来

る。それには、今のような組合員の出資口数の制限なり、あるいはそういった熱意を持った、相当資力を持った人の発言権をいさし高めることによつて、そういった自己資金をこれに誘導する必要があるんじゃないかといつたことで、この改正をいたすことになつたわけでありませう。それによつて、何か大資力が横暴になりはしないかという、今、井上委員からの御懸念ではないかと思つてゐるのですが、それにつきましても、大企業であれば――むしろ煎熱設備をやる企業というのは、一面株式会社の性格を持つて来るわけでございますが、しかし片方には、やはり塩業には採掘という原始的な企業が残りつて参ります。従つて採掘と煎熱と二つを結び合せたところに、大企業になりつた式まではなり得ない点がある。もしこれを株式会社にするならば、一つの出資口数について一つの発言権があるということにまでなるわけでございますが、そこまで徹底することは、この塩業組合としては適當でない。しかし単なる中小組合とは違つた性格がある。その点で、この一人の発言権を六分の一という制限にいたしましたのは、二割程度までは一人の発言権は認めるけれども、それ以上は認めないといふので、六分の一という制約を置いておるわけでありませう。それからさらに、そういった大口出資者の横暴といつたようなものをもし制約する必要ができた場合の方法といつたしましては、第四十四条に役員のリコール制というものも規定してございます。さらに同じ七十一條には、組合員の方から検査を請求することができる検査請求権も

規定してある。さらに七十四條におきましては、公社においては、監督命令を発動できるという規定もございませう。それからもう一つ、中小企業協同組合にございまして、この組合の制度としてとりましたのは、総代会の制度を削除したという点であります。この点は、中小企業協同組合におきましては、相当重要な事項を総代会にまかして、総代会で議決できるという規定がございませうが、この塩業組合については、そういう方法では、今言つた民主的な運営に反するというので、組合員の員数も割合に中小企業協同組合に比べて少いわけにございませうから、そういった問題については、この総代会という制度はやめて、すべてそういった重要な事項については総会にはかるといふために、この問題も消してあるわけにございませう。従つて、多少この出資口数を誘引するために、大口出資者の議決権なり選挙権の限度は高めました、それをチェックする方法として、今みたいな方法も考へてゐるわけにございまして、決してこれがために大口出資者が横暴になつて、何か少数者の独占になるといふことは万ないと思ひいたしておる次第でございませう。

○井上委員 はなはだ詭弁きわまる答弁であります。大体出資という問題と議決権、役員選挙権といふものは、別個に考へておきたい。出資を多くしたから議決権及び役員選挙権が非常に大きく取上げられるといふことは、民主的なやり方じやありません。何かりコールドをすることができると規定があるからという話だが、一体こんなリコールをやつたところで、議決権と役員選挙権がいわゆる出資口数によつて動かされる定款がつくられて来れば、何にもならんじやないか。現実には、あなたがおつしやるように、出資を多くせなければならぬ、煎熱施設を完備せなければならぬといふ事業については別途の方式を考へるべきであつて、組合としてものを考へます場合には、やはり少くとも同一の資格と権利を行使できる規定にすべきである。それになつたら、組合の意義はありませう。その点は、全然度外視されることを私どもは非常に遺憾に思ひます。同時に、塩は非常に特殊な産業であり、生産であるからといふことで民主主義の方向とは逆もどりしてゐる。封建的な方向へ持つて行くといふ動きが露骨にこの法案の中には出てゐる。そういうことは、少くとも民主的な組合の運営の立場から考へると、逆行する行き方でありまして、この点に關しては、私はもつと検討を要すると思へております。時間もありませんから、私はこの程度にいたしておきますが、今後の運営について、政府としては具体的にどういう運営をやつて行くか。實際、この少数意見が十分取入れられて行くような新たな運営の方法といふものを検討すべきでないかとわれ／＼は考へております。

○大平委員 私は塩業組合法案に對して、修正案を提出したいと思ひます。食糧塩の自給態勢を一日も早く確立して行くことといふことは、喫緊の問題であります。これは当委員会において確認されたことでありますが、政府でも、昭和二十五年以来七十万トンの国内塩の自給計画を立てられて、鋭意努力せられておりますが、この計画を有効に、かつ円滑に推進して参りますためには、塩業者自体がこれに對應するような強い態勢を整えなければならぬといふことは、申すまでもないこととございませう。塩業者が進んでこの計画に参画し、かつそれに精進して参ることが絶対の要件であると思ひます。今回塩業組合法を政府から御提案になりました趣旨も、その辺にあると思つてございませうが、この法案を検討してみますと、第八條におきまして、塩業組合は組合員に對しまして、事業資金の貸付を行うことができるといふことになつておりますが、組合員の預金を受入れることはできないことになつております。旧法の塩業組合法におきましては、組合員の預金の受入れということが認められておつたのであります。……（何をやつておるのだ）と呼ぶ者あり。塩業組合法の修正案の趣旨を説明です。

「早く修正案を讀め」と呼び、その他発言する者多し。

○大平委員 この塩業組合法におきましては、これが考慮されておられません。これは、片手落ちのうらみがあらうと思ひます。もちろん金融情勢の立場から申しまして、組合員の預金を受入れるといふことにつきましても慎重な態度を堅持し、かつ場合によつては、神経質になることもやむを得ないと思ひますが、これは員外預金でなくて、組合員自身の預金の受入れでございまして、これらの組合は、自発的に自分らの経済的地位を協同して向上して行くこと、いわば事業的の運命を組合に託して行くことという意味合いで加入して参るわけにございませう。よほど強い反対の理由がない限り、政府におきましては、そういった点はお認めになつてしるべきであると思ひます。先日的小委員会におきまして、この点はぜひ実現したいといふ決議がなされたのであります。私はその決議の趣旨に沿ひまして、塩業組合法案に對する修正動議を提出したいと思ひます。修正案を讀み上げます。塩業組合法案の一部を次のように修正する。

第八條第一項中第三号を「第四号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 組合員の貯金の受入

第八條第四項から第六項までのうち「第一項第八号」を「第一項第九号」に改める。

第二十五條第七項中「同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「塩業組合法第五十六條」とを削る。

第六十條第四項中「第八條第一項第六号若しくは第七号」を「第八條第一項第七号若しくは第八号」に改める。

第七十二條に次の一項を加える。

3 公社は、第八條第一項第三号の事業を行う組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならぬ。第七十四條中「若しくは第七十二條第二項」を、「第七十二條第二項若しくは第三項」に改める。

第七十七條中「第七十二條第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。以上が修正案でございませうが、もう一つ申し落しました、この修正案は、組合員の預金の受入れの能力を塩業組合に与えてもらいたいといふ趣旨

でございますが、そのほかにもう一点、商法の規定と塩業組合法の規定とに關連いたしました、總会の決議に關して、商法の第三百四十三条と塩業組合法第五十六条は一応実質的には同じ規定でありますのを、読みかえるというように、原案が間違つて提出されておりますので、そのあやまちを、この修正案から見まして、關連はいたしておりませんが、修正案と同時に御修正願いたい、そういう趣旨でございます。何とぞすみやかに御審議の上、御賛成をいただきますようお願いいたします。

○千葉委員長 ただいま大平委員より塩業組合法案に對しまして、修正の動議が提出されておりますが、本動議の採決は、午後本案と同時にいたす予定でありますので、この点御了承をお願いいたします。

午後一時半まで休憩いたします。

午後零時八分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕